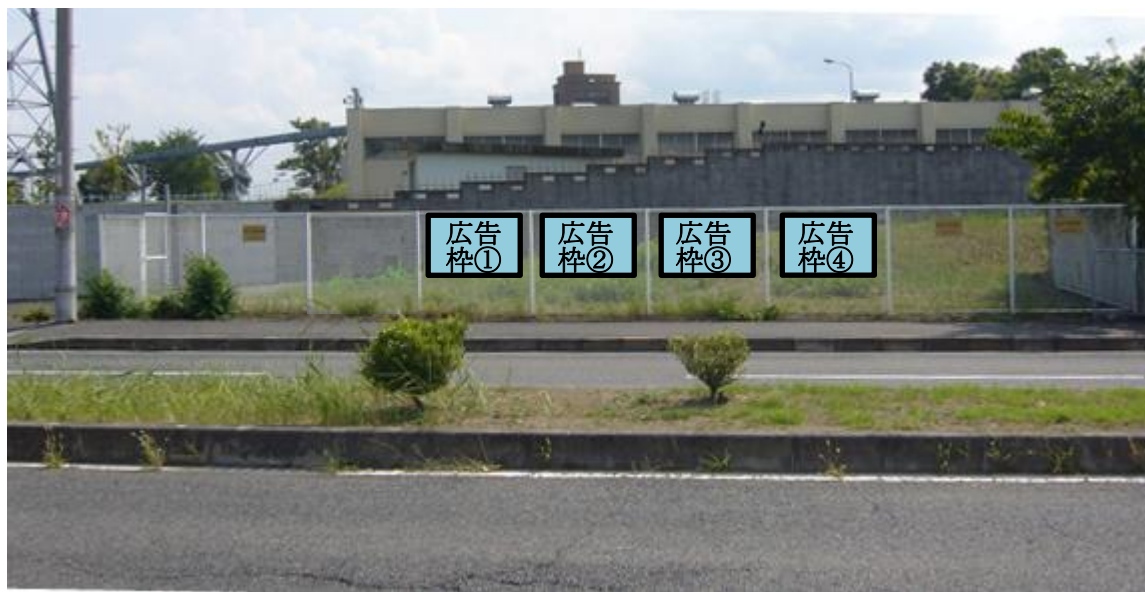


大阪広域水道企業団水道施設等屋外看板広告募集要項

当企業団の資産の有効活用及び事業者との協働により、住民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、水道施設等に屋外看板の広告枠を設け、次のとおり広告主を募集しています。

1 広告掲載場所

泉佐野ポンプ場の外堀フェンス（住所：大阪府泉佐野市日根野 2413）



※外堀フェンスは、4車線道路に面しています。

※地図・写真などの詳細は、別紙を参照してください。

2 募集数

4 枠

※複数枠の申込みが可能です。

3 広告料

1 枠当たり年額 100,000 円（税込）、半年 50,000 円（税込）

※広告料は一括前納となります。

※広告掲載に当たり、当企業団に行政財産目的外使用許可を受けていただく必要があります。

ただし、当該許可に係る行政財産使用料は免除します。

4 広告の規格

（1）材 質：風の影響を受けにくいメッシュ生地を使用

（2）大 き さ：縦 100 cm×横 170 cm以内

（3）掲載方法：金具類でメッシュ生地の看板をフェンスに固定

（4）記載事項：①右上に行政財産使用許可書の番号を記載（大阪広域水道指令第 号）

②広告主の名称を記載

※広告掲載希望者の負担で広告原稿案（A 3 サイズ、カラー版）及び広告原稿（メッシュ生地 of 看板）を作成してください。

※広告原稿（メッシュ生地 of 看板）は、破損等を考慮して余分に準備してください。

5 広告掲載期間

1 年又は半年

6 申込資格

個人事業主、法人、地域産業団体、商店街、市場又は専門店等の連合体とします。

※広告主を直接募集するため、広告代理店の方は、申込みできません。

※企業団 of 所管事業と競合する業種は、申込みできません。（例：天然水などの水の販売等）

7 掲載できない広告

大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準及び大阪広域水道企業団水道施設等屋外看板広告掲載要領に適合しないものは掲載できません。

8 申込みから掲載までの手続

（1）申込書等の提出

水道施設等屋外看板広告掲載申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、下記の申込先まで電子メール、持参（土日祝を除く。午前 9 時～午後 5 時 30 分）又は郵送してください。

（2）広告掲載の決定

① 申込みのあった広告内容等について、上記 7 の規程等に適合するか審査します。

② 審査の結果、上記 7 の規程等に適合する広告内容等の広告掲載の位置は、申込順に広告主が選択することとします。

③ 同日付けで複数の申込みを受け付けた場合は、企業団職員により抽選を行い、申込順を決定します。

（3）広告掲載の可否等の通知

水道施設等屋外看板広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）により通知します。

（4）行政財産使用許可申請の手続

広告主は、広告掲載に際し、大阪広域水道企業団固定資産管理規程による行政財産の使用許可を受けてください。広告主に水道施設等屋外看板広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第 2 号）を送付する際、行政財産使用許可申請書を同封しますので、必要事項を記載し、当企業団南部水道事業所企画業務課（大阪府和泉市伏屋町 5－7－10）へ速やかに持参（土日祝を除く。午前 9 時～午後 5 時 30 分）又は郵送してください。

（5）屋外広告物条例に基づく許可申請の手続

広告主は、広告掲載に際し、大阪府屋外広告物条例による許可を受けてください。その際、当企業団が準備する書類等については、下記の申込先まで連絡してください。

なお、許可申請に伴う手数料等は、広告主が負担してください。

（6）広告原稿（メッシュ生地 of 看板）の提出

広告掲載が決定した広告主は、広告原稿（メッシュ生地 of 看板）を指定する期日までに経営管理部経営企画課へ提出してください。

(7) 広告料の納付

広告主は、広告料を指定する期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納してください。

(8) 広告の掲載

広告料の納付を確認後、提出のあった広告原稿（メッシュ生地看板）を水道施設等に掲載します。その際、当該広告の掲載は広告主が行うものとし、企業団の事業等に支障が生じないよう企業団と協議の上、作業日時を決定するとともに、当該広告を掲載する位置については、立会いする企業団職員の指示に従ってください。

9 応募上の注意事項

(1) 申込みに当たっては、次の規程等を必ずお読みください。

- ・「大阪広域水道企業団広告取扱規程」
- ・「大阪広域水道企業団広告掲載基準」
- ・「大阪広域水道企業団水道施設等広告掲載要領」

(2) 掲載開始以前に広告掲載を取り下げる場合でも、納付済みの広告料をお返ししません。

(3) 広告の内容等を変更する場合は、上記（１）の規程等に適合するか再審査を行い、内容等の変更の可否を決定します。

(4) 提出された書類等は返却しません。

(5) 大阪府屋外広告物条例で定める事項を順守してください。詳細は、大阪府から許可権限の移譲を受けた泉佐野市〔都市整備部都市計画課（072-447-8124）〕にお問い合わせください。

【申込先・問合せ先】

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

大阪広域水道企業団 経営管理部 経営企画課

T E L : 06-6944-6864

F A X : 06-6944-6868

e-mail : keieikikaku@sbox.wsa-osaka.jp

【別紙】

[泉佐野ポンプ場の位置（大阪府泉佐野市日根野 2413）]



(Google マップから引用)

[外堀フェンスの写真]



[フェンス拡大写真]

